

障害児通所支援事業の適正な運営について

- 1 自己評価結果の公表及び情報の公表の取り扱いについて
- 2 人員基準及び児童発達支援管理責任者の要件と減算の取り扱いについて
- 3 基本報酬・加算届における留意事項について

兵庫県健康福祉部障害福祉局

障害福祉課 障害施設整備班

1 自己評価結果等公表と情報公表制度

制度	自己評価結果等公表	障害福祉サービス等情報公表制度
対象	児童発達支援・放課後等デイサービス (医療型児童発達支援は対象外)	全ての障害福祉サービス (基準該当サービスは除く)
根拠	基準省令	法律
作業	平成30年度中に自己評価結果等を公表し、専用のフォームにて、必要項目を入力し県に届出報告	(独法)福祉医療機構の障害福祉サービス等情報公表システムに「事業所詳細情報」を入力し、県に承認依頼
入力	県より <u>事業所</u> あて入力フォームをメール送信	(独法)福祉医療機構より、 <u>事業者</u> あてID・パスワードをメール送信
更新頻度	詳細は、別途通知	登録内容に変更が生じたとき
その他 ①	報告内容を事業所一覧にして、 <u>県ホームページ</u> に掲載	県が報告内容を承認後、報告内容が <u>WAM NET</u> に公表
その他 ②	<u>未公表の場合、平成31年4月1日より減算適用</u>	<u>平成30年9月末に全国一斉にWAM NETに公表予定</u>

1-1 自己評価結果等公表

【趣旨】

自己評価結果等の公表が義務付けられている児童発達支援(平成30年4月1日～)及び放課後等デイサービス(平成29年4月1日～)について、未公表の場合は、平成31年4月1日から減算を適用

【内容】

自己評価結果等が未公表の場合、**所定単位数の15%を減算**
当該減算については、公表がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算するものであること

(★ 重要 ★)

平成30年度中の公表(報告含む)しなければ、平成31年4月に公表したとしても、平成31年4月分の減算がかかる。

注) 中核市所在の事業所は、平成31年度より報告(届出)先が、県から中核市になる。

【対象】 児童発達支援、放課後等デイサービス
(医療型児童発達支援は対象外)

(1) 基準省令に定める自己評価公表内容と公表方法

次のア～キに関する事項についておおむね一年に一回以上、評価及び改善の内容を公表し、届出る。

- ア 利用児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況
- イ 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況
- ウ 事業の用に供する設備及び備品等の状況
- エ 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況
- オ 利用児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言等の実施状況
- カ 緊急時等における対応方法及び非常災害対策
- キ サービス提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

(2) 多機能型の場合は、自己評価結果の公表については、多機能事業所全体で公表しても差し支えない。

(3) 様式は、独自様式でも使用可であるが、規定項目は全て満たす必要がある。
(項目の削除は不可。表現の変更は可。)

(4) 自己評価結果を公表した場合には、県から送信されたメールに記載の報告用フォームにより入力し報告すること。

(★従前の取扱い変更のため注意★)

《入力項目(案)：実施方法の⑦の部分》

- ① 事業所番号
- ② 事業所名
- ③ サービス種別
- ④ 事業所住所
- ⑤ 電話番号
- ⑥ 事業所ホームページアドレス
- ⑦ 自己評価掲載ページアドレス
- ⑧ 公表日
- ⑨ 初回・更新・内容変更

【実施方法】

次の①から⑧の手順で自己評価を行い、その結果を公表する。

- ① 保護者等に対して、「児童発達支援・放課後等デイサービス評価表【保護者用】」（別添様式1）を配布したアンケート調査を実施する。
- ② 保護者等から回答及び「ご意見」欄の記述を取りまとめる。
- ③ 保護者等による事業所評価の結果を踏まえた職員全員での討議を通じた項目ごとの事業所評価を実施する。
- ④ 「児童発達支援又は放課後等デイサービス事業に係る自己評価結果公表用」（別添様式2）により、速やかに職員間で課題や改善すべき点についての検討を行い、改善目標や改善内容を立案する。なお、討議の結果は書面に記録し、職員間で共有する。
- ⑤ 取りまとめた別添様式2を事業所ホームページに掲載して公表する。
- ⑥ 公表した改善目標・内容に沿った速やかな取り組みを行い、事業所の更なる質の向上を図る。
- ⑦ 県からの送信メールに記載の入力フォームにより必要項目を入力し、報告する。
- ⑧ 自己評価未公表減算が「あり」の場合は、「なし」への加算届を届出る。

(別添様式1) 児童発達支援・放課後等デイサービス評価表【保護者用】

(保護者等の皆様へ)

この評価表は、児童発達支援センター、児童発達支援事業所又は放課後等デイサービス事業所を利用しているお子さんの保護者等の方に、事業所の評価をしていただくものです。

「はい」、「どちらともいえない」、「いいえ」、「わからない」のいずれかに「○」を記入していただくとともに、「ご意見」についてもご記入ください。

区分	チェック項目	はい	どちらとも いえない	いい え	わからない	ご意見
環境・ 体制整備	1 子どもの活動等のスペースが十分に確保されているか					
	2 職員の配置数や専門性は適切であるか					
	3 生活空間は、本人にわかりやすい環境になっているか。また、障害の特性に応じ、設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切されているか					
	4 生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、子ども達の活動に合わせた空間となっているか					
適切な 支援の 提供	1 子どもと保護者のニーズや課題がしっかりと分析された上で、児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画が作成されているか					
	2 児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画には、子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されているか					
	3 児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画に沿った支援が行われているか					
	4 活動プログラムが固定化しないよう工夫されているか					
	5 児童発達支援の場合は保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、放課後等デイサービスの場合は放課後児童クラブや児童館との交流など、障害のない子どもと活動する機会があるか					
保護者 への 説明等	1 支援の内容、利用者負担等について丁寧な説明がなされたか					
	2 児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画を示しながら、支援内容の説明がなされたか					
	3 保護者に対して家族支援プログラム（ペアレント・トレーニング等）が行われているか					
	4 日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解ができているか					
	5 定期的に、保護者に対して面談や、育児に関する助言等の支援が行われているか					

区分	チェック項目	はい	どちらとも いえない	いい え	わからない	ご意見
保護者への説明等 (続き)	6	父母の会の活動の支援や、保護者会等の開催等により保護者同士の連携が支援されているか				
	7	子どもや保護者からの苦情について、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知・説明し、苦情があった場合に迅速かつ適切に対応しているか				
	8	子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮がなされているか				
	9	定期的に会報やホームページ等で、活動概要や行事予定などについて、子どもや保護者に対して発信しているか				
	10	個人情報の取扱いに十分注意されているか				
非常時等の対応	1	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアルを策定し、保護者に周知・説明されているか				
	2	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出、その他必要な訓練が行われているか				
満足度	1	子どもは通所を楽しみにしているか				
	2	事業所の支援に満足しているか				

【チェック項目の欄に関する注釈】

「本人にわかりやすく構造化された環境」とは

この部屋で何をするのかを示せるように、机や本棚の配置など、子ども本人にわかりやすくすることです。

「児童発達支援計画」又は「放課後等デイサービス計画」とは

児童発達支援又は放課後等デイサービスを利用する個々の子どもについて、その有する能力、置かれている環境や日常生活全般の状況に関するアセスメントを通じて、総合的な支援目標及び達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、支援の具体的内容、支援を提供する上での留意事項などを記載する計画のことで、事業所の児童発達支援管理責任者が作成します。

「活動プログラム」とは

事業所の日々の支援の中で、一定の目的を持って行われる個々の活動のことです。子どもの障害の特性や課題等に応じて柔軟に組み合わせで実施されることが想定されています。

「ペアレント・トレーニング」とは

保護者が子どもの行動を観察して障害の特性を理解したり、障害の特性を踏まえた褒め方等を学ぶことにより、子どもが適切な行動を獲得することを目標とします。

(別添様式2)

児童発達支援又は放課後等デイサービス事業に係る自己評価結果公表用

公表日： 年 月 日

事業所名：

区分	チェック項目	現状評価(実施状況・工夫点等)	保護者の評価	保護者の評価を踏まえた改善目標・内容
環境・体制整備	1 利用定員に応じた指導訓練室等スペースの十分な確保			
	2 職員の適切な配置			
	3 本人にわかりやすい構造、バリアフリー化、情報伝達等に配慮した環境など障害の特性に応じた設備整備			
	4 清潔で、心地よく過ごせ、子ども達の活動に合わせた生活空間の確保			
業務改善	1 業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)への職員の積極的な参画			
	2 第三者による外部評価を活用した業務改善の実施			
	3 職員の資質の向上を行うための研修機会の確保			
適切な支援の提供	1 アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上での児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画の作成			
	2 子どもの状況に応じ、かつ個別活動と集団活動を適宜組み合わせた児童発達支援又は放課後等デイサービス計画の作成			
	3 児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画における子どもの支援に必要な項目の設定及び具体的な支援内容の記載			

区分	チェック項目	現状評価(実施状況・工夫点等)	保護者の評価	保護者の評価を踏まえた改善目標・内容
適切な支援の提供(続き)	4	児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画に沿った適切な支援の実施		
	5	チーム全体での活動プログラムの立案		
	6	平日、休日、長期休暇に応じたきめ細やかな支援		
	7	活動プログラムが固定化しないような工夫の実施		
	8	支援開始前における職員間でその日の支援内容や役割分担についての確認の徹底		
	9	支援終了後における職員間でその日行われた支援の振り返りと気付いた点などの情報の共有化		
	10	日々の支援に関する正確な記録の徹底や、支援の検証・改善の継続実施		
	11	定期的なモニタリングの実施及び児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画の見直し		

区分	チェック項目	現状評価(実施状況・工夫点等)	保護者の評価	保護者の評価を踏まえた改善目標・内容
関係機関との連携	1	子どもの状況に精通した最もふさわしい者による障害児相談支援事業所のサービス担当者会議へり参画		
	2	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合) 地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援の実施		
	3	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合) 子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制の整備		
	4	児童発達支援事業所からの円滑な移行支援のため、保育所や認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校(小学部)等との間での支援内容等の十分な情報共有		
	5	放課後等デイサービスからの円滑な移行支援のため、学校を卒業後、障害福祉サービス事業所等に対するそれまでの支援内容等についての十分な情報提供、		
	6	児童発達支援センターや発達障害者支援センター等の専門機関と連携や、専門機関での研修の受講の促進		
	7	児等発達支援の場合の保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、放課後等デイサービスの場合の放課後児童クラブや児童館との交流など、障害のない子どもと活動する機会の提供		
	8	事業所の行事への地域住民の招待など地域に開かれた事業の運営		

区分	チェック項目	現状評価(実施状況・工夫点等)	保護者の評価	保護者の評価を踏まえた改善目標・内容
保護者への説明責・連携支援	1	支援の内容、利用者負担等についての丁寧な説明		
	2	児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画を示しながらの支援内容の丁寧な説明		
	3	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対するペアレント・トレーニング等の支援の実施		
	4	子どもの発達の状況や課題について、日頃から保護者との共通理解の徹底		
	5	保護者からの子育ての悩み等に対する相談への適切な対応と必要な助言の実施		
	6	父母の会の活動の支援や、保護者会の開催による保護者同士の連携支援		
	7	子どもや保護者からの苦情に対する対応体制整備や、子どもや保護者に周知及び苦情があった場合の迅速かつ適切な対応		
	8	障害のある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮		
	9	定期的な会報等の発行、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報についての子どもや保護者への発信		
	10	個人情報の取扱いに対する十分な対応		

区分	チェック項目	現状評価(実施状況・工夫点等)	保護者の評価	保護者の評価を踏まえた改善目標・内容
非常時等の対応	1	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアルの策定と、職員や保護者への周知徹底		
	2	非常災害の発生に備えた、定期的に避難、救出その他必要な訓練の実施		
	3	虐待を防止するための職員研修機の確保等の適切な対応		
	4	やむを得ず身体拘束を行う場合における組織的な決定と、子どもや保護者に事前に十分に説明・了解を得た上での児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画への記載		
	5	食物アレルギーのある子どもに対する医師の指示書に基づく適切な対応		
	6	ヒヤリハット事例集の作成及び事業所内での共有の徹底		

1-2 障害福祉サービス等情報公表制度

【実施方法】

- (1) 独立行政法人福祉医療機構より、「ログインID」、「パスワード」が記載されたメールが、事業者(法人)あてに送信される。
([送信アドレスwadm@wamnet.wam.go.jp](mailto:wadm@wamnet.wam.go.jp))
指定済み事業者 : 既に送信済み(H30.5.8(火)以降)
今後新規指定事業者 : 指定申請後、約1か月以内に送信される
- (2) IDを用いて、情報公表システムにログインし、事業所詳細情報を入力
- (3) 入力内容を確認後、報告(承認依頼)する。
- (4) 承認されれば、報告内容が、WAM NETに公表される。(H30.9月末予定)

事業所詳細情報の編集を行う

? 画面操作ヘルプを表示する

事業所/サービスにおける詳細情報の入力をお願い致します。
 カテゴリ毎に入力する項目が異なります。カテゴリを選択頂き、各種入力フォーム画面より入力をお願い致します。

記入要領は以下のボタンよりダウンロード頂けます。

記入要領のダウンロードはこちら

事業所・施設名称	事業所番号	指定機関	サービスの種類	申請年月日	処理状況	営業状況
テスト事業所	1234567890	テスト自治体	居宅介護	2018/02/23	未申請	

カテゴリ

- ① 法人等に関する事項
- ② 事業所等に関する事項
- ③ 従業者に関する事項
- ④ サービス内容に関する事項
- ⑤ 利用料に関する事項
- ⑥ 事業所運営に関する事項
- ⑦ システムからの連絡先
- ⑧ 承認者へ申請する

法人等の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先

法人等の種類 必須 ? 社会福祉法人（社会福祉協議会以外）

(その他の場合、その名称) 必須 ?

法人等の名称（ふりがな） 必須 ? てすとほうじん

①～⑥に入力する内容が「事業所詳細情報」となり公表される情報です。

⑦の「システムからの連絡先」では、システムから送信されるメールの宛先を登録することができます。入力した事業所詳細情報に対し、県等が承認した場合、または差戻しした場合、この宛先にシステムからメールが送信されます。

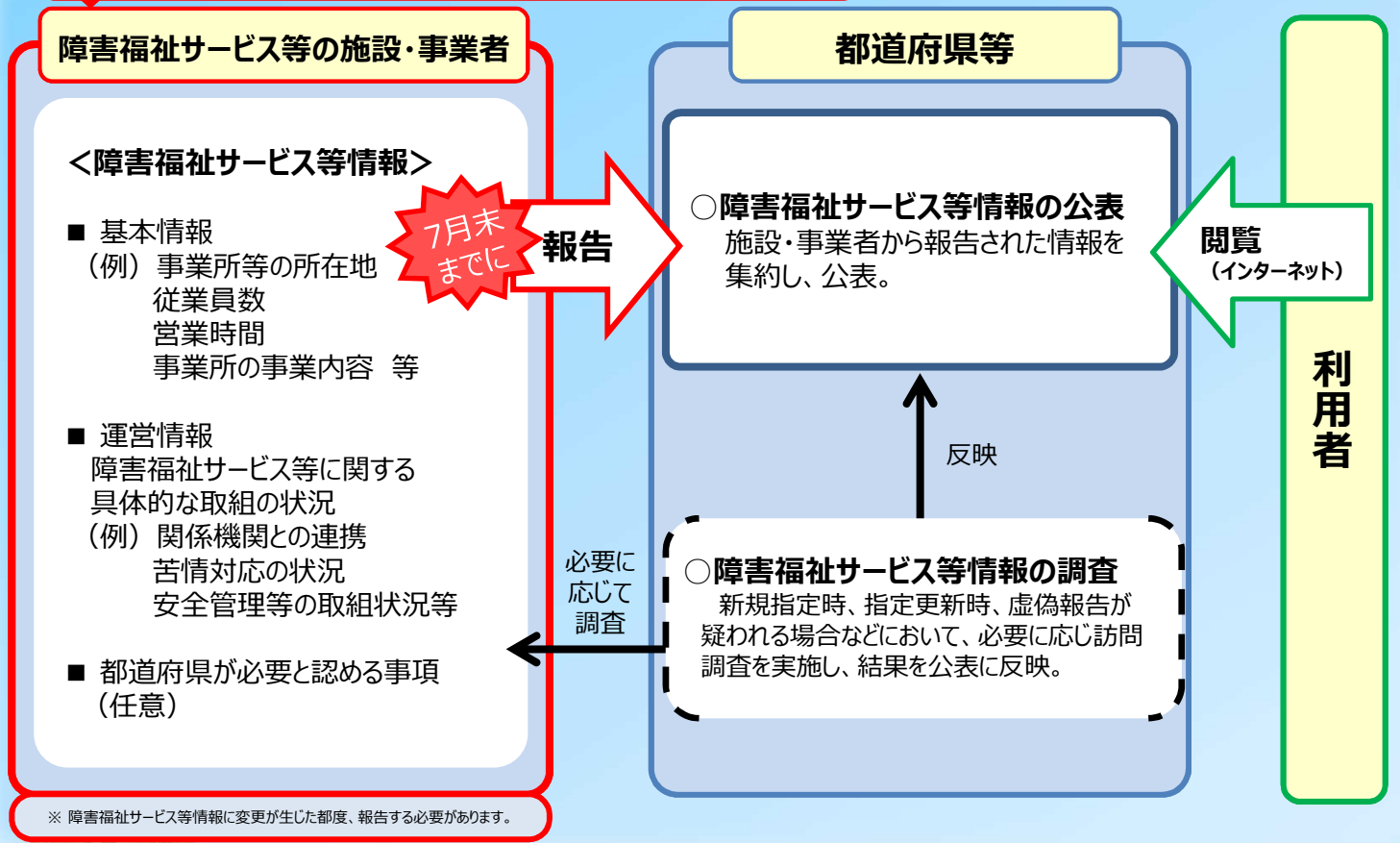
⑧の「承認者へ申請する」は、県等へ公表を依頼するためのカテゴリです。

障害福祉サービス等情報公表制度に係る手続きのご案内

平成30年4月に障害福祉サービス等情報公表制度が施行されました。

- 障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が重要な課題となっていました。
- このため、利用者による個々のニーズに応じた良質なサービスの選択に資することを目的として、平成28年5月に成立した障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において、① 事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事等へ報告することを求めるとともに、② 都道府県知事が報告された内容を公表する仕組みを創設しました。

! 障害福祉サービス等情報を都道府県等に**報告する義務**があります



○ 下記サービス（基準該当サービスは除く）の指定を受けている事業者及び当年度中に新規指定を受けてサービスを提供しようとする事業者が報告の対象となります。

1.居宅介護	6.生活介護	11.自立訓練（生活訓練）	16.就労定着支援	21.地域相談支援（定着）	26.放課後等デイサービス
2.重度訪問介護	7.短期入所	12.宿泊型自立訓練	17.自立生活援助	22.福祉型障害児入所施設	27.居宅訪問型児童発達支援
3.同行援護	8.重度障害者等包括支援	13.就労移行支援	18.共同生活援助	23.医療型障害児入所施設	28.保育所等訪問支援
4.行動援護	9.施設入所支援	14.就労継続支援 A型	19.計画相談支援	24.児童発達支援	29.障害児相談支援
5.療養介護	10.自立訓練（機能訓練）	15.就労継続支援 B型	20.地域相談支援（移行）	25.医療型児童発達支援	

1. システム概要

1.1 システムの目的・概要

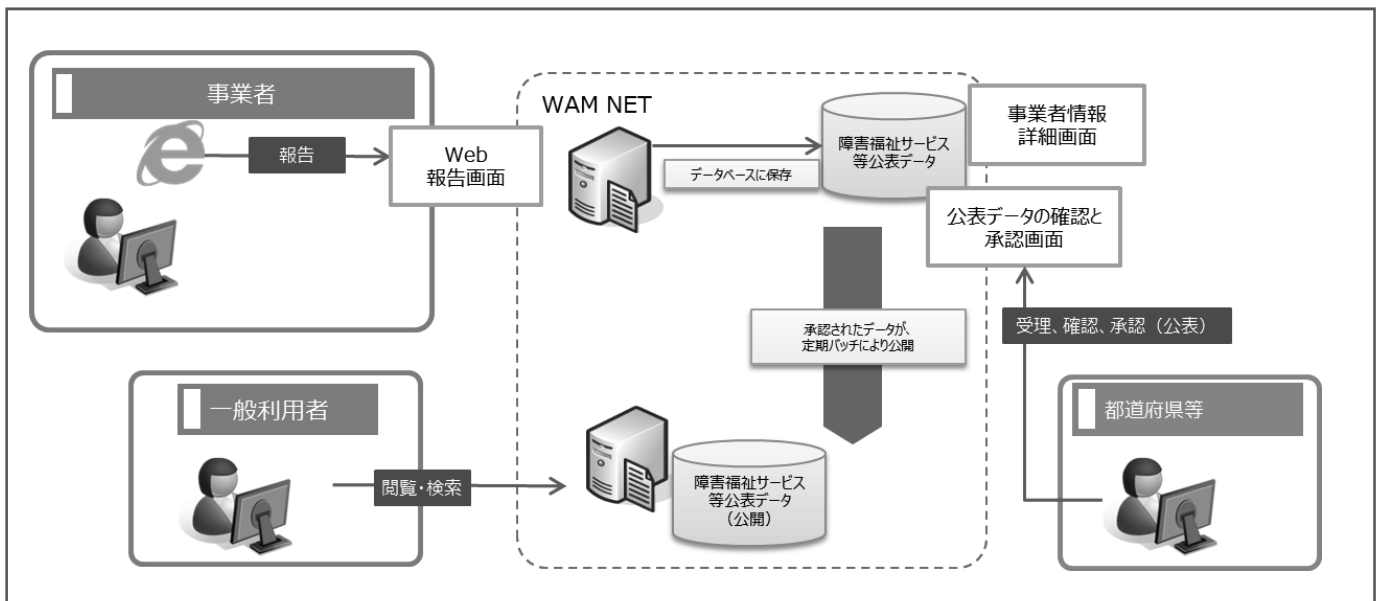
この章では、障害福祉サービス等情報公表システム（以下「本システム」という。）の目的・概要を説明します。

障害福祉サービス等情報公表制度は、障害福祉サービス等の利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上を図ることを目的として創設された制度で、

- ① 事業者が、障害福祉サービス等情報を都道府県知事並びに指定都市、中核市及び児童相談所設置市長（以下「都道府県知事等」という。）へ報告することや、
- ② 都道府県知事等が、事業者から報告を受けた当該情報を公表することを義務付けております。

本システムは、当該制度における報告及び公表に関する手続きを円滑かつ効率的に支援するとともに、利用者等がインターネット上でいつでも事業者の情報にアクセスすることができるよう全国一元的なシステムとして構築されたシステムです。

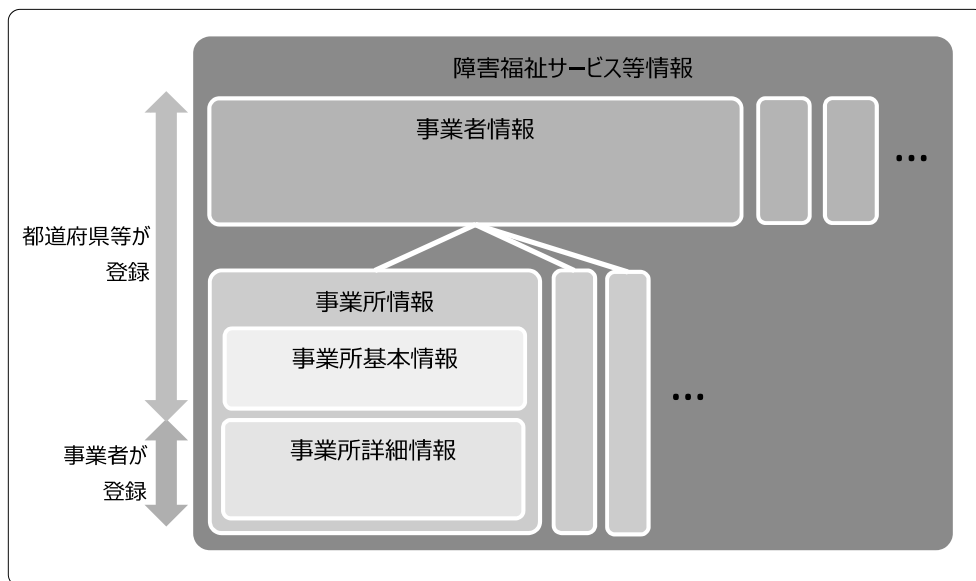
【本システム概要図】



障害福祉サービス等情報公表制度において、報告・公表が必要となる「障害福祉サービス等情報」は、厚生労働省から示されているとおり、大きく「①基本情報」と「②運営情報」から構成されております。

本システムにおいては、システムの入力を円滑に進める観点から、「障害福祉サービス等情報」を便宜上、障害福祉サービス等を提供する事業者の情報（以下「事業者情報」という。）とその事業所の情報（以下「事業所情報」という。）で区分しております（比較表は次ページ参照）。

【本システムが扱う障害福祉サービス等情報のイメージ】



【本システムが扱う事業者情報、事業所情報と厚生労働省から示されている公表事項の比較表】

情報の種類	説明	登録者	厚生労働省から示されている公表事項
事業者情報	障害福祉サービス等を提供する法人等の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先等	都道府県等	①基本情報
事業所情報	事業所基本情報と事業所詳細情報を合わせたもの	—	
事業所基本情報 事業所詳細情報	事業所に関する基本的な情報 ・ 事業所番号 ・ 事業所の名称 ・ 事業所の所在地 ・ 事業所の連絡先 ・ 事業所管理者 ・ サービスの種類 事業所に関するより詳細な情報 ・ 法人等に関する事項 ・ 事業所等に関する事項 ・ 従業者に関する事項 ・ サービス内容に関する事項 ・ 利用料に関する事項 ・ 事業所運営に関する事項	都道府県等 事業者	

6.2 システムから送信されるメールの例

システムから送信されるメールの例を示します。なお、ご利用のメールソフトウェアによってレイアウト、体裁が異なります。

6.2.1 事業者情報登録通知 メール例

From: wadm@wamnet.wam.go.jp

Subject: [障害福祉サービス等情報公表システム]事業者情報登録通知(社会福祉法人〇〇)

社会福祉法人〇〇御中

〇〇県ご担当者様より、社会福祉法人〇〇の事業者情報が
障害福祉サービス等情報公表システムに登録されました。

下記のログイン URL にアクセス頂き、ログイン ID/パスワードを使用してログインが可能であることをご確認ください。

システムのログイン URL : <https://www.int.wam.go.jp/sfkoheyoin/>

ログイン ID : XXXXXXXXXXX

パスワード : XXXXXXXXXXX

〇〇県ご担当者様による事業所情報の登録があり次第、
別メールにてご連絡しますので、事業所情報の詳細情報入力をお願い致します。

※本メールは障害福祉サービス等情報公表システムから自動送信されていますので、ご返信はできません。

◆ 障害福祉サービス等情報公表システム関係連絡板のご案内 ◆

本システムに関するお知らせや操作説明書（マニュアル）などの資料を整理のうえ、掲載していますので、是非ご活用ください。

▼ 障害福祉サービス等情報公表システム関係連絡板

<http://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/shofukuinfopub/jigyo>

6.2.2 事業所情報登録通知 メール例

From: wadm@wamnet.wam.go.jp

Subject: [障害福祉サービス等情報公表システム]事業所情報登録通知(〇〇県)

社会福祉法人〇〇御中

〇〇県ご担当者様より、社会福祉法人〇〇様の事業所情報が
障害福祉サービス等情報公表システムに登録されました。

障害福祉サービス等情報公表システムへログインし、以下の手順で詳細情報の入力をお願い致します。

- 手順 1.システムにログイン後、画面上部にある「事業所情報の照会・編集を行う」メニューをクリックする。
- 手順 2.検索条件を入力後、検索ボタンをクリックし、事業所・施設を検索する。
- 手順 3.検索結果から詳細情報を入力する事業所・施設名称のリンクをクリックする。
- 手順 4.「事業所詳細情報の編集を行う」画面の各タブにて詳細情報の入力を実施する。
- 手順 5.すべてのタブの入力完了後、「承認者へ申請する」のタブより入力内容の承認申請を実施する。

※登録が実施された事業所情報

事業所番号：XXXXXXXXXX

事業所の名称(ふりがな)：ぐるーぷほーむまるまる

事業所の名称：グループホーム

事業所番号：XXXXXXXXXX

事業所の名称(ふりがな)：ぐるーぷほーむしかくしかく

事業所の名称：グループホーム

◆障害福祉サービス等情報公表システム関係連絡板のご案内◆

本システムに関するお知らせや操作説明書（マニュアル）などの資料を整理のうえ、掲載していますので、是非ご活用ください。

▼障害福祉サービス等情報公表システム関係連絡板

<http://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/shofukuinfopub/jigyo>

2-1 人員基準とサービス提供職員欠如減算

1 人員基準

- ① 1人以上は常勤（指導員は不可）
- ② サービス提供時間を通じて常に、児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者（2年以上従事）の合計数について、障害児の数が10人までの場合は2人以上配置
（注）利用者がいない日・時間でも、サービス提供時間中は、常に2人以上配置
- ③ 上記②のうち、児童指導員又は保育士は半数以上配置
- ④ 機能訓練担当職員の数を上記②の合計数に含めることができる

2 経過措置

平成30年3月31日現在で運営していた児童発達支援事業所（児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く）については、平成31年3月31日まで旧基準（指導員又は保育士）の適用措置あり

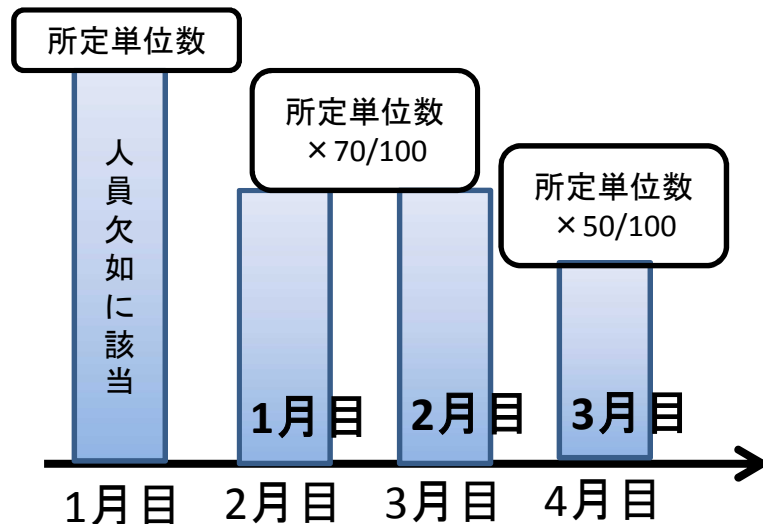
※児童発達支援については、上記のとおり、経過措置（指導員又は保育士）が、平成31年3月31日で期限が切れるため、平成31年4月以降は、現行基準（児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者で、うち半数以上が児童指導員又は保育士）を満たさない場合は減算対象

3 サービス提供職員欠如減算

- ① 人員基準を満たしていない場合、1割を超えて欠如した場合には、その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、利用児全員について、所定単位数の70%を算定
- ② 減算が適用された月から3月以上連続して基準に満たない場合、減算が適用された3月目から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、利用児全員について、所定単位数の50%を算定

(参考)

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1 (平成30年3月30日)
問21(各種減算)



- (1)人員欠如に該当した月から、
 - ・2月目から70/100
 - ・4月目から50/100
- (2)減算が適用になった月から
 - ・3月目から50/100

児童指導員の資格要件等

※必要となる職員の確保に際しては、次の要件に留意してください。

指定申請又は変更・加算届出等に際しては、該当する資格の証明書類を提出してください。

児童指導員資格要件	<p>次のいずれかに該当する者</p> <p>①地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者</p> <p>②社会福祉士の資格を有する者</p> <p>③精神保健福祉士の資格を有する者</p> <p>④学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>※「専修」が要件であるため、大学で社会福祉学等の単位を取得しただけの場合は、非該当</p> <p>⑤学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者</p> <p>⑥学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>⑦外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>⑧学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの</p> <p>⑨学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、都道府府知事が適当と認めたもの</p> <p>⑩3年以上児童福祉事業に従事した者であって、都道府府知事が適当と認めたもの</p> <p>※「児童福祉事業」・・・社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業のうちの児童福祉法に係る事業（障害児通所支援事業を含む）</p>
-----------	---

社会福祉法第2条に規定する「社会福祉事業」とは、

第1種社会福祉事業【児童福祉法】

- ①乳児院、②母子生活支援施設、③児童養護施設、④障害児入所施設、⑤情緒障害児短期治療施設、⑥児童自立支援施設

第2種社会福祉事業【児童福祉法】

- ①障害児通所支援事業、②障害児相談支援事業、③児童自立生活援助事業、④放課後児童健全育成事業、⑤子育て短期支援事業、⑥乳児家庭全戸訪問事業、⑦養育支援訪問事業、⑧地域子育て支援拠点事業、⑨一時預かり事業、⑩小規模住居型児童養育事業、⑪小規模保育事業、⑫病児保育事業、⑬子育て援助活動支援事業、⑭助産施設、⑮保育所、⑯児童厚生施設、⑰児童家庭支援センター、⑱児童の福祉の増進について相談に応じる事業

2-2 児童発達支援管理責任者の要件と欠如減算

1 実務経験要件

- ① 相談支援業務及び直接支援業務の期間が通算して5年以上、かつ、高齢者等支援業務の期間を除外した期間が3年以上であること
(別表の区分「第1」又は「第3」)
- ② 直接支援業務の期間が通算して10年以上、かつ、高齢者等支援業務の期間を除外した期間が3年以上であること
(別表の区分「第2」)
- ③ 相談支援業務及び直接支援業務の通算した期間から、高齢者等支援業務を除外した期間が3年以上、かつ、国家資格の期間が通算して5年以上であること(別表の区分「第4」)

※実務経験日数の考え方

業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上あること(例えば5年以上の実務経験であれば、実務に従事した期間が5年以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が900日以上であること)。

2 研修修了要件（①と② 両方の研修を修了していること）

- ① 「相談支援従事者初任者研修（講義部分）」
- ② 「児童発達支援管理責任者研修」

※研修に関する経過措置※

- ・ 障害児通所支援事業所等の開始日から起算して1年間
（ただし、平成31年3月31日まで）
- ・ やむを得ない事由により児童発達支援管理責任者が欠けた場合は、
発生日から起算して1年間（事前に理由書の提出が必要）

3 児童発達支援管理責任者欠如減算

- ① 指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、
その翌々月から、人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、
利用児全員について、所定単位数の70%を算定

（例）平成30年4月1日から児発管が欠如し、平成30年9月1日に新たな児発管が配置された場合
⇒平成30年6月利用分から9月利用分が減算（70%算定）

- ② 減算が適用された月から5月以上連続して基準に満たない場合、
減算が適用された5月目から人員基準欠如が解消されるに至った月まで
の間につき、利用児全員について、所定単位数の50%を算定

（例）平成30年4月1日から児発管が欠如し、平成30年12月18日に新たな児発管が配置された場合
⇒平成30年6月利用分から9月利用分が減算（70%算定）
⇒平成30年10月利用分から12月利用分が減算（50%算定）

別表 児童発達支援管理責任者の要件に係る実務経験の業務内容及び経験年数について

区分	要件に該当する業務内容	経験年数
第1 相談 支援 業務	ア 施設等における相談支援業務従事者 ○障害児相談支援事業、身体（知的）障害者相談支援事業、地域生活支援事業 ○児童相談所、児童家庭支援センター、身体（知的）障害者更生相談所、発達障害者支援センター、福祉事務所、保健所、市町村役場 ○障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、 <u>老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センター</u>	従事期間 5年以上
	イ 保険医療機関における相談支援の業務従事者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員2級以上（現 介護職員初任者研修）に相当する研修修了者 (3) 国家資格（区分「第4」の※印参照）を有する者 (4) ア・ウ・エに従事した期間が1年以上である者	かつ ゴシック下線を 通算した期 間を除外して 3年以上
	ウ 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおける就労支援に関する相談支援の業務に従事者	
	エ 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）における進路相談・教育相談の業務従事者	
	オ その他これらの業務に準ずると知事が認めた業務従事者	
第2 直接 支援 業務	カ 施設及び医療機関等における介護業務従事者 ○障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、認可保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、 <u>老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の療養病床</u> ○障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、障害福祉サービス事業、 <u>老人居宅介護等事業</u> ○保険医療機関、保険薬局、訪問看護事業所	従事期間 10年以上 かつ ゴシック下線を 通算した期 間を除外して 3年以上
	キ <u>特例子会社、重度障害者多数雇用事業所における就業支援業務従事者</u>	
	ク 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）における従事者	
	ケ その他これらの業務に準ずると知事が認めた業務従事者（市町から補助金又は委託による運営されている地域活動支援センター及び小規模作業所）	
第3 有資 格	コ 区分「第2」の直接支援業務従事者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの（訪問介護員2級以上【現 介護職員初任者研修】に相当する研修を修了した者） (3) 児童指導員任用資格者 (4) 保育士（区分「第2」に該当しない保育所等に勤務した期間は、実務経験として日数算入は不可） (5) 精神障害者社会復帰施設指導員任用資格者	従事期間 5年以上 かつ 区分「第2」 のゴシック下 線を通算した 期間を除外し て3年以上
第4 国家 資格	サ 次の①及び②のいずれにも該当する者 ①区分「第1」から区分「第3」を通算した「従事期間」から、区分「第1」から区分「第2」のゴシック下線を通算した期間を除外して3年以上の者 ②国家資格による従事期間が通算して5年以上の者 ※国家資格 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）、精神保健福祉士	

(注) 区分「第1」と区分「第3」との通算は可

3-1 基本報酬の区分の取り扱い

1 児童発達支援

児童発達支援(児童発達支援センター及び主として重症心身障害児対象の事業所を除く)の未就学児等支援区分は、以下のとおり。

区分Ⅰ： 小学校就学前の障害児(未就学児)数が、就学児を除く障害児を含めた障害児全体数の70%以上

区分Ⅱ： 70%未満

非該当： 児童発達支援センター、重症心身障害児対象事業所

2 放課後等デイサービス

①障害児の状態判定指標(以下「指標」)に基づく報酬区分

②授業終了後に提供する場合の1日のサービス提供時間が短い事業所に対する短時間報酬の設定

区分		指標該当	それ以外
イ 授業の 終了後	サービス提供時間が 3時間以上	(1) 区分1の1	(3) 区分2の1
	サービス提供時間が 3時間未満	(2) 区分1の2	(4) 区分2の2
ロ 休業日		(1) 区分1	(2) 区分2

3 留意事項

(1) 多機能型事業所における報酬区分の算定方法

障害児の数を合算するのではなく、それぞれのサービスにおける障害児の利用延べ人数により算出

(例) 児童発達支援4名、放課後等デイサービス6名の多機能型事業所の場合
放課後等デイサービス報酬区分については6名のうちの指標該当児の割合により算定)

(2) 放課後等デイサービスにおける指標該当有無の判定方法

次のA及びBを合計した当該年度の前年度の利用者延べ人数の障害児数が、障害児全体の数の50%以上

A: 食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とする障害児

B: 指標に掲げる項目の欄の区分に応じ、その項目が見られる頻度等をそれぞれ 同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が13点以上である障害児

(3) 再判定の実施

以下に該当する障害児等に対し、市町において9月末までに新指標による指標該当の再判定を積極的に実施すること。

- ① 保護者等からの聴き取りを行うことなく書面のみで判定を行った児童
- ② 利用している放課後等デイサービス事業者から、合理的な理由に基づく再判定の求めがあった児童

(参考)

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1 (平成30年3月30日)

(放課後等デイサービスの基本報酬区分①)

問116 放課後等デイサービスの基本報酬区分を判断するための指標にある状態はどのように確認をすればよいのか。

(答)

放課後等デイサービスの指標について、その項目は障害支援区分から準用していることから、「障害者総合支援法における障害支援区分認定調査員マニュアル」などを活用し、支給決定等の際の勘案事項の聴き取り時等において確認すること。

(4) 報酬区分の変更（通常）

増改築等の特段の事情がない限り当該年度末まで同じ報酬区分で算定

(5) 平成30年10月以降のサービス提供分に係る報酬区分（制度導入年）

- ① 7月1日から9月末までの3か月間の延べ利用児童数全体に占める指標該当児の割合により決定する。
報酬区分の変更が生じた事業所にあつては、10月末までに新たな報酬区分に基づく届出を提出することとし、10月のサービス提供分から新たな報酬区分を適用する。
- ② その際、平成30年7月1日から9月末までに行つた判定により、非該当児が指標該当児となつた場合には、7月1日から指標該当児であつたものとみなすこととして差し支えない。

3-2 児童指導員等配置加算（≠加配加算）

【要件】： サービス提供時間を通じて児童指導員、保育士又は適合研修修了者のいずれか1名以上配置している場合

（ただし、児童発達支援センター、重心児事業所は対象外）

●児童指導員の資格要件（主なもの）

○社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者

○大学の学部又は大学院で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

※「専修」が要件であるため、社会福祉学等の単位取得の場合は、非該当

○高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者等であって、2年以上児童福祉事業（障害児通所支援事業を含む）に従事したもの

○小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、都道府府知事が適当と認めたもの

●厚生労働大臣が定める基準に適合する研修（適合研修）

○強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を修了した者

○重度訪問介護従事者養成研修（行動障害支援課程）を修了した者

○行動援護従事者養成研修を修了した者

※適合研修終了者は、当該加算の要件の対象となるが、児童指導員の要件には非該当

3-3 児童指導員等加配加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)

1 加算区分

- ①理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、若しくは次のア又はイに該当する専門職員(「理学療法士等」という。)
 - ア 大学の学部で、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの
 - イ 視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者
- ②児童指導員若しくは強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)を修了した従業者等(以下「児童指導員等」という。)
 - ※ 重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者又は行動援護従業者養成研修修了者を含む
- ③その他従業者(障害福祉サービス経験者、指導員等)

2 加算要件

(1) 加算(Ⅰ)・加算(Ⅱ)取得の共通要件(児発・放デイ共通)

- 人員基準となる員数(給付費の算定に必要となる従業員の員数)に加え、加算区分①～③の者を1以上配置の場合(以下「加配職員」)
(常勤換算で1以上ということで、サービス提供時間に常に1以上の配置が必須ではない)
- 「理学療法士等」又は「児童指導員等」を算定の場合は、「人員基準となる員数(給付費の算定に必要となる従業員の員数)」と「加配職員」の総数のうち、児童指導員等又は保育士を2以上(常勤換算)配置した場合に限る

(2) 加算Ⅱの取得の場合 (加算Ⅰに加えて、さらに常勤換算で1以上必要)

ア 児童発達支援 (児童発達支援センター、重心児事業所は対象外)

- 主に未就学児を支援する事業所のみ対象
- 個別支援計画未作成減算適用の場合は加算不可

イ 放課後等デイサービス (重心児事業所は不可)

- 授業の終了後の報酬区分1の1及び報酬区分1の2、休業日の区分1を算定する事業所のみ対象
- 個別支援計画未作成減算適用の場合は加算不可

3 留意事項

- 多機能型事業所の場合、サービス事業毎に算定届の提出が必要
- 例えば保育士2人と障害福祉サービス経験者1人を配置している場合、「理学療法士等」、「その他従業者」の加算のどちらを算定するかは、事業所の判断
- 加配職員の常勤換算が、理学療法士及び児童指導員がそれぞれ0.5となった場合には、「児童指導員等」で加算を算定
- 「理学療法士等（保育士を除く）」の加算を算定した場合、児童指導員等加配加算において理学療法士等の配置及び配置された職員による専門的な支援を報酬上評価をしていることから、特別支援加算の算定は不可

(例1) 児童指導員等配置加算・児童指導員等加配加算に関する届出書

事業所・施設の名称	〇〇事業所
サービス区分 ※リストから選択	放課後等デイサービス

1 児童指導員等配置加算

〔サービス提供時間を通じて児童指導員、保育士又は適合研修修了者のいずれか1名以上配置している場合〕

加算対象職員の名	保有資格状況 ※①～⑭からリスト選択	●児童指導員の資格要件を満たす場合 ①地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者 ②社会福祉士の資格を有する者 ③精神保健福祉士の資格を有する者 ④学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ⑤学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者 ⑥学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ⑦外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ⑧学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したものの ⑨学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、都道府府知事が適当と認めたもの ⑩3年以上児童福祉事業に従事した者であって、都道府府知事が適当と認めたもの ●保育士の資格保有の場合 ⑪保育士 ●厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を修了した場合(適合研修者) ⑫強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)を修了した者 ⑬重度訪問介護従事者養成研修(行動障害支援課程)を修了した者 ⑭行動援護従事者養成研修を修了した者
香川 〇〇	④	
本田 △△	⑪	
柴崎 〇〇	⑨	
乾 △△	⑪	

注1)「勤務形態一覧表(参考様式5)」及び資格等の証明書を添付してください(常勤専従の場合で、祝日等により常勤換算後人数が「0.9」となる場合は、「1」と記入)。

注2)特例による多機能型の場合は、勤務形態一覧表も含め、児童発達支援及び放課後等デイサービスを合わせて作成してください。

2 児童指導員等加配加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)

〔サービス提供時間を通じて基準人員数(定員10名の場合、基準人員数は2)に加え、常勤換算で1又は2以上配置の場合〕

基準人員及び加算対象職員 の氏名	職種区分 ※リスト選択	常勤・ 非常勤の 別 ※リスト 選択	基準人員数			児童指導員等加配加算(Ⅰ)			児童指導員等加配加算(Ⅱ)		
			※常勤換算数で記載			※常勤換算数で記載 ※常勤換算数1以上の場合、算定可			※常勤換算数で記載 ※加算(Ⅰ)の算定に加え、常勤換算数 で1以上の場合、算定可		
			保育士 (機能訓練担 当職員を含む)	児童指導員	障害福祉 サービス経 験者	理学療法士 等	児童指導員 等	その他の 従業者	理学療法士 等	児童指導員 等	その他の 従業者
香川 〇〇	児童指導員	常勤専従		1							
本田 〇〇	保育士	常勤専従	1								
吉田 〇〇	指導員	常勤専従									1
柴崎 〇〇	児童指導員	常勤専従								1	
乾 〇〇	保育士	常勤専従				1					
計			1	1	0	1	0	0	0	1	1

注1)「勤務形態一覧表(参考様式5)」及び資格等の証明書を添付してください(常勤専従の場合で、祝日等により常勤換算後人数が「0.9」となる場合は、「1」と記入)。

注2)特例による多機能型の場合は、勤務形態一覧表も含め、児童発達支援又は放課後等デイサービスについて、各サービスごとに作成してください。

注3)放課後等デイサービスで加算(Ⅱ)を届出の場合は、「報酬算定区分に関する届出書」を必ず添付してください。

(例2:児発) 児童指導員等配置加算・児童指導員等加配加算に関する届出書

事業所・施設の名称	〇〇事業所(多機能型による事業所)
サービス区分 ※リストから選択	児童発達支援

1 児童指導員等配置加算

[サービス提供時間を通じて児童指導員、保育士又は適合研修修了者のいずれか1名以上配置している場合]

加算対象職員の名	保有資格状況 ※①~⑭からリスト選択	●児童指導員の資格要件を満たす場合 ①地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者 ②社会福祉士の資格を有する者 ③精神保健福祉士の資格を有する者 ④学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ⑤学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者 ⑥学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ⑦外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ⑧学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したものの ⑨学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、都道府府知事が適当と認めたもの ⑩3年以上児童福祉事業に従事した者であって、都道府府知事が適当と認めたもの ●保育士の資格保有の場合 ⑪保育士 ●厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を修了した場合(適合研修者) ⑫強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)を修了した者 ⑬重度訪問介護従事者養成研修(行動障害支援課程)を修了した者 ⑭行動援護従事者養成研修を修了した者
香川 〇〇	④	
本田 △△	⑪	
長谷部 〇〇	⑪	
柴崎 △△	⑧	

注1)「勤務形態一覧表(参考様式5)」及び資格等の証明書添付してください(常勤専従の場合で、祝日等により常勤換算後人数が「0.9」となる場合は、「1」と記入)。

注2)特例による多機能型の場合は、勤務形態一覧表も含め、児童発達支援及び放課後等デイサービスを合わせて作成してください。

2 児童指導員等加配加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)

[サービス提供時間を通じて基準人員数(定員10名の場合、基準人員数は2)に加え、常勤換算で1又は2以上配置の場合]

基準人員及び加算対象職員 の氏名	職種区分 ※リスト選択	常勤・非常勤の別 ※リスト選択	基準人員数			児童指導員等加配加算(Ⅰ)			児童指導員等加配加算(Ⅱ)		
			※常勤換算数で記載			※常勤換算数で記載 ※常勤換算数1以上の場合、算定可			※常勤換算数で記載 ※加算(Ⅰ)の算定に加え、常勤換算数で1以上の場合、算定可		
			保育士 (機能訓練担当職員を含む)	児童指導員	障害福祉サービス経験者	理学療法士等	児童指導員等	その他の従業者	理学療法士等	児童指導員等	その他の従業者
香川〇〇	児童指導員	常勤専従		1							
本田△△	保育士	非常勤	0.4								
長友△△	障害福祉サービス経験者	非常勤			0.2						
大迫△△	障害福祉サービス経験者	非常勤			0.1						
長谷部〇〇	保育士	常勤専従				1					
柴崎△△	児童指導員	非常勤					0.4				
乾△△	指導員	非常勤		1.7					0.2		
計			0.4	1	0.3	1	0.4	0.2	0	0	0

注1)「勤務形態一覧表(参考様式5)」及び資格等の証明書添付してください(常勤専従の場合で、祝日等により常勤換算後人数が「0.9」となる場合は、「1」と記入)。

注2)特例による多機能型の場合は、勤務形態一覧表も含め、児童発達支援又は放課後等デイサービスについて、各サービスごとに作成してください。

注3)放課後等デイサービスで加算(Ⅱ)を届出の場合は、「報酬算定区分に関する届出書」を必ず添付してください。

例3：週5日(月～金)営業の児童発達支援・放課後等デイサービスの場合(多機能型の特例による事業所)

- (サービス提供時間 月～金 10:00～13:00) 確認ポイント1 サービス提供時間通じて、基準上配置すべき職員は2名いるか。(※H29年度以前指定の児童発達支援は経過措置あり)
- (サービス提供時間 月～金 14:00～17:00) 確認ポイント2 基準上配置すべき職員で、常勤職員は1名以上いるか。(※同上)
- 確認ポイント3 児童指導員加配加算を取る場合、基準上配置すべき職員に加えて、常勤換算で1.0以上あるか。

(県:参考様式5 神戸市:様式1)

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(平成30年 10 月分)

支援の種類		放課後等デイサービス		事業所名	〇〇事業所																																										
定員	10 人	指定基準上で配置すべき児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者		2 人	1週間に当該事業所常勤職員の勤務すべき時間数 ※必ず時刻表示で入力(例 40:00[40時間00分])してください。																																										
区分	職種(資格区分)	勤務形態	氏名	第1週							第2週							第3週							第4週							勤務時間の状況															
				1月	2火	3水	4木	5金	6土	7日	8月	9火	10水	11木	12金	13土	14日	15月	16火	17水	18木	19金	20土	21日	22月	23火	24水	25木	26金	27土	28日	4週合計	週平均勤務時間	常勤換算後人数													
直接支援職員	児童指導員	■ 常勤専従	香川 ○○	①	①	①	①	①								①	①	①	①	①							①	①	①	①	①					①	①	①	①	①					160:00	40:00	1.0
	保育士	■ 非常勤	本田 △△	①	①											①	①										①	①								①	①								64:00	16:00	0.4
	障害経験者	■ 非常勤	原口 △△			②	②											②	②										②	②								②	②						32:00	8:00	0.2
	障害経験者	■ 非常勤	酒井 △△					②												②											②									②					16:00	4:00	0.1
	提供時間内配置実人数	14時00分～17時00分			2	2	2	2	2	0	0	2	2	2	2	2	0	0	2	2	2	2	2	2	0	0	2	2	2	2	2	2	0	0	2	2	2	0	0	272:00	68:00	1.7					
	保育士	■ 常勤兼務	長谷部 ○○	①	①	①	①	①								①	①	①	①	①							①	①	①	①	①					①	①	①	①	①					160:00	40:00	1.0
上記以外の加配職員	児童指導員	■ 非常勤	川島 △△	②	②	②	②	②							②	②	②	②	②							②	②	②	②	②					②	②	②	②	②					80:00	20:00	0.5	
	指導員	■ 非常勤	三浦 △△	④	④	④	④	④							④	④	④	④	④							④	④	④	④	④					④	④	④	④	④					80:00	20:00	0.5	
	合計			32:00	32:00	28:00	28:00	28:00	0:00	0:00	32:00	32:00	28:00	28:00	28:00	0:00	0:00	32:00	32:00	28:00	28:00	28:00	0:00	0:00	32:00	32:00	28:00	28:00	28:00	0:00	0:00	32:00	32:00	28:00	28:00	28:00	0:00	0:00	592:00	148:00	3.7						
サービス提供時間内における配置職員の実人員数の計				14時00分～17時00分	5	5	5	5	5	0	0	5	5	5	5	5	0	0	5	5	5	5	5	0	0	5	5	5	5	5	0	0	5	5	5	5	5	0	0								

職種	勤務形態	氏名	第1週							第2週							第3週							第4週						
			1月	2火	3水	4木	5金	6土	7日	8月	9火	10水	11木	12金	13土	14日	15月	16火	17水	18木	19金	20土	21日	22月	23火	24水	25木	26金	27土	28日
児童発達支援管理責任者	常勤専従	西野 ○○	①	①	①	①	①	休	休	①	①	①	①	①	休	休	①	①	①	①	①	休	休	①	①	①	①	①	休	休
管理者	常勤専従	岡田 ○○	①	①	①	①	休	休	①	①	①	①	①	休	休	①	①	①	①	①	休	休	①	①	①	①	①	休	休	

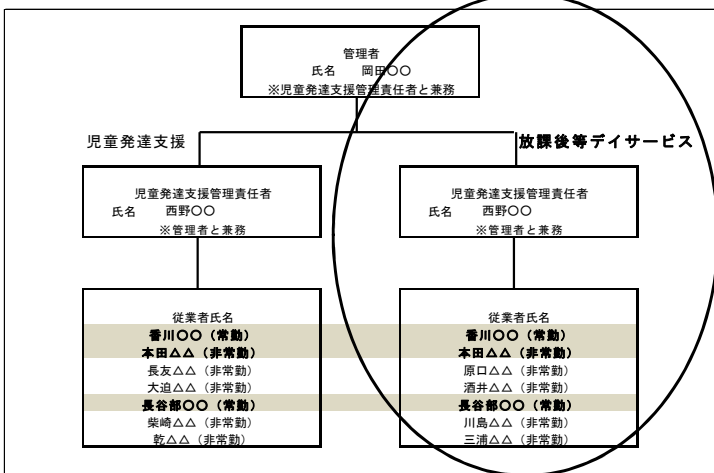
シフト区分	実働時間②-①-③	開始時間②	終了時間②	休憩時間③
休	0			
①	8:00	9:00	18:00	1:00
②	4:00	14:00	18:00	0:00
③	4:00	9:00	13:00	0:00
④	0:00			
⑤	0:00			
⑥	0:00			
⑦	0:00			

(県:参考様式5別紙)記載例
(神戸市:参考様式7別紙)記載例

(例3)

組織体制図

事業所の名称	〇〇事業所(多機能の特例による場合)
サービスの種類	児童発達支援・放課後等デイサービス
同一所在地において他に実施している事業	



※ 担当業務や兼務の状況が分かるように図又は文章による説明を加えてください。
※ 既存の組織体制図がある場合は、その写し等の添付でかまいません。

【記載に際しての留意事項】

- 従業者全員(管理者を含む。)について、全ての項目について直接入力又はセルで表示されるリストの選択により記入してください。なお、セルに色表示されている部分は自動計算されますので、削除しないでください。
- 「当該事業所で定める勤務時間の区分(※)」は、「シフト区分」毎に、例えば、開始時間「8:30」、終了時間「17:30」、休憩時間「0:45(45分休憩の場合)」と入力してください(実働時間は自動計算されます)。
- 必要に応じて、セルを複写により、欄を増やしてください。
- 当該事業所・施設に係る組織体制図(参考様式5別紙)及び資格等の証明書を添付してください。
- 多機能型の場合も、勤務形態一覧表も含め、児童発達支援、放課後等デイサービス等、各サービスごとに作成してください。

確認ポイント1 サービス提供時間通じて、人員基準上配置すべき職員は2名いるか。
⇒ いる。児童指導員の香川さんと保育士の本田さん、障害サービス経験者の原口さん、

確認ポイント2 人員基準上配置すべき職員で、常勤職員は1名以上いるか。
⇒ いる。常勤職員には、児童指導員の香川さんがいる。

確認ポイント3 児童指導員加配加算を取る場合、人員基準上配置すべき職員に加えて、常勤換算で1.0以上あるか。
⇒ ある。ただし、例3(放テ)の場合、人員基準は、香川さん、本田さん、原口さん、酒井さんの4名で満たす。加算人員は、「保育士」が1以上あるので、「専門職員(理学療法士等)」で算定できる。

(例3:放デ) 児童指導員等配置加算・児童指導員等加配加算に関する届出書

事業所・施設の名称	〇〇事業所(多機能型による事業所)
サービス区分 ※リストから選択	放課後等デイサービス

1 児童指導員等配置加算

[サービス提供時間を通じて児童指導員、保育士又は適合研修修了者のいずれか1名以上配置している場合]

加算対象職員の名	保有資格状況 ※①~⑭からリスト選択	●児童指導員の資格要件を満たす場合 ①地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者 ②社会福祉士の資格を有する者 ③精神保健福祉士の資格を有する者 ④学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ⑤学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者 ⑥学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ⑦外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ⑧学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したものの ⑨学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、都道府府知事が適当と認めたもの ⑩3年以上児童福祉事業に従事した者であって、都道府府知事が適当と認めたもの ●保育士の資格保有の場合 ⑪保育士 ●厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を修了した場合(適合研修者) ⑫強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)を修了した者 ⑬重度訪問介護従事者養成研修(行動障害支援課程)を修了した者 ⑭行動援護従事者養成研修を修了した者
香川 〇〇	④	
本田 △△	⑪	
長谷部 〇〇	⑪	
川島 △△	⑧	

注1)「勤務形態一覧表(参考様式5)」及び資格等の証明書添付してください(常勤専従の場合で、祝日等により常勤換算後人数が「0.9」となる場合は、「1」と記入)。

注2)特例による多機能型の場合は、勤務形態一覧表も含め、児童発達支援及び放課後等デイサービスを合わせて作成してください。

2 児童指導員等加配加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)

[サービス提供時間を通じて基準人員数(定員10名の場合、基準人員数は2)に加え、常勤換算で1又は2以上配置の場合]

基準人員及び加算対象職員 の氏名	職種区分 ※リスト選択	常勤・非常勤の別 ※リスト選択	基準人員数			児童指導員等加配加算(Ⅰ)			児童指導員等加配加算(Ⅱ)		
			※常勤換算数で記載			※常勤換算数で記載 ※常勤換算数1以上の場合、算定可			※常勤換算数で記載 ※加算(Ⅰ)の算定に加え、常勤換算数 で1以上の場合、算定可		
			保育士 (機能訓練担当職員を含む)	児童指導員	障害福祉 サービス経験者	理学療法士 等	児童指導員 等	その他の 従業者	理学療法士 等	児童指導員 等	その他の 従業者
香川〇〇	児童指導員	常勤専従		1							
本田△△	保育士	非常勤	0.4								
原口 △△	障害福祉サービス経験者	非常勤			0.2						
酒井 △△	障害福祉サービス経験者	非常勤			0.1						
長谷部〇〇	保育士	常勤専従				1					
川島 △△	児童指導員	非常勤					0.5				
三浦 △△	指導員	非常勤		1.7				0.5			
計			0.4	1	0.3	1	0.5	0.5	0	0	0

注1)「勤務形態一覧表(参考様式5)」及び資格等の証明書添付してください(常勤専従の場合で、祝日等により常勤換算後人数が「0.9」となる場合は、「1」と記入)。

注2)特例による多機能型の場合は、勤務形態一覧表も含め、児童発達支援又は放課後等デイサービスについて、各サービスごとに作成してください。

注3)放課後等デイサービスで加算(Ⅱ)を届出の場合は、「報酬算定区分に関する届出書」を必ず添付してください。

3-4 放課後等デイサービスの基本報酬における休業日

具体的には以下のことを指す。

○学校教育法施行規則第61条及び第62条の規定に基づく休業日

●公立学校：国民の祝日、日曜日及び土曜日
教育委員会が定める日

●私立学校：当該学校の学則で定める日

○学校教育法施行規則第63条等の規定に基づく授業が行われない日（例えば、台風等により臨時休校となる日）又は臨時休校の日（例えば、インフルエンザ等により臨時休校の日）

※学校が休業日ではない日に、放課後等デイサービスを午前から利用した場合は、休業日の取り扱い対象外

3-5 開所減算の考え方

- 「運営規程に定めるサービス提供時間(※1)」(=基準省令でいう営業時間)が、6時間未満の場合に減算対象

(※1) 「運営規程に定めるサービス提供時間」とは、
事業所に職員を配置し、「児童を受け入れる体制(※2)」を整えている時間
(注) 送迎のみを行っている時間は含まれない

(※2) 「児童を受け入れる体制」とは、
原則として受入可能な児童の数に応じた人員基準を満たすこと。
なお、送迎の際に、直接処遇職員が添乗することにより、当該時間帯の前後に勤務していない直接処遇職員を新たに配置しない限り、人員配置基準を満たさないものの、少なくとも直接処遇職員が1人以上は事業所に配置されている場合は、「児童を受け入れる体制」として差し支えない。

- 運営規程に定めるサービス提供時間が6時間以上であれば、結果としてすべての児童の利用時間が6時間未満であっても減算の対象とはならない
- 多機能型の特例による場合には、各サービスを合算して判断する。
なお、多機能型の特例によらない場合には、児童発達支援が6時間未満であれば減算の対象となるが、放課後等デイサービスは、授業終了後の場合は、減算の対象とならない。

3-6 延長支援加算

【条件】

- 「運営規程に定めるサービス提供時間」(＝基準省令でいう営業時間)が、8時間以上であり、その前後の時間(以下、延長時間帯)において、児童発達支援計画に基づき支援を行った場合に算定
- 保育所等の子育て支援に係る一般施策での受入先が不足している等の延長した支援が必要なやむを得ない理由があり、かつ、原則として当該理由が障害児支援利用計画に記載されていること。
- 個々の障害児の実利用時間は問わない。
(例) サービスを提供した時間が8時間未満であっても、延長時間帯に支援を提供した場合は加算の対象となる
注) サービス提供記録は、内容、時間等を詳細に記録しておく必要がある
- 延長時間帯に、指定通所基準の規定により置くべき職員を1名以上配置(直接支援業務に従事する者に限る)

3-7 定員の遵守(基準第39条)

- 利用定員は、利用者の数の上限をいうものである。
(基準省令第89条第4号)
- 定員超過について、減算にならないからといって、定員を超えて受け入れることを認めているのではない。
- 災害その他のやむを得ない事情(※)がある場合以外は、定員を超えてサービスの提供を行ってはならない。(基準省令第69条)
(※)例:災害、虐待の場合等。

減算が適用されない範囲内であっても、
定員超過は指定基準違反であり、指導の対象になる。



利用者のサービスの低下を招くことにもなるので、直ちに定員遵守を徹底するか、利用定員の増加をし、必要な人員を配置すること。

居宅訪問型児童発達支援

1 サービスの対象者

- ①人工呼吸器を装着している状態その他日常生活営むために医療を要する状態にある場合

- ②重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態にある場合であって、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難な障害児

※対象年齢は小学校就学前に限らず、満18歳に達するまで利用可能

※単なる見守りや送迎者の不在など障害児本人の状態以外の理由による利用は適当でないことから、障害児相談支援事業所における障害児支援利用援助等の利用が必須(障害児相談支援事業所が作成した障害児支援利用計画案の提出を必須)とし、医師の診断書や児童相談所の意見書など、客観的な評価を求めること。

2 支援回数

対象者は、著しく外出が困難な障害児で、体調が不安定であることが想定されるため、支給決定日数は週2日を目安
ただし、障害児通所支援の集団生活に移行していくための支援として集中的に支援が必要な場合はこの限りではない

3 職員配置

- ①児童発達支援管理責任者 : 1以上
- ②訪問支援員(※) : 訪問支援を行うために必要な数

※訪問支援員は、

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後、
又は児童指導員若しくは心理指導担当職員として配置された日以後
障害児に対する直接支援業務に3年以上従事した者

4 留意事項

①居宅訪問型児童発達支援の職員の兼務について

- 保育所等訪問支援同様、同一人物が指定基準上必要となる職種全て(訪問支援員、児童発達支援管理責任者、管理者)を1人で兼務することは認められないが、それ以外の形態は可能
- 多機能型事業所において、例えば、児童発達支援に係る基準を超えて配置している職員が兼務や、基準を超えない場合であっても、児童発達支援に係るサービス提供時間外に訪問支援員を兼ねることは可能

②居宅訪問型児童発達支援は、居宅において支援を提供した場合に算定するものであるため、児童発達支援事業所に通う際に居宅訪問型児童発達支援の訪問支援員が付き添った場合は、児童発達支援事業所のみ算定可能

「居宅訪問型児童発達支援」の報酬の設定

- 障害児支援については、一般的には複数の児童が集まる通所による支援が成長にとって望ましいと考えられるため、これまで通所支援の充実を図ってきたが、現状では、重度の障害等のために外出が著しく困難な障害児に発達支援を受ける機会が提供されていない。
- このため、重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスを新たに創設する（「居宅訪問型児童発達支援」）。

対象者

- 重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児

支援内容

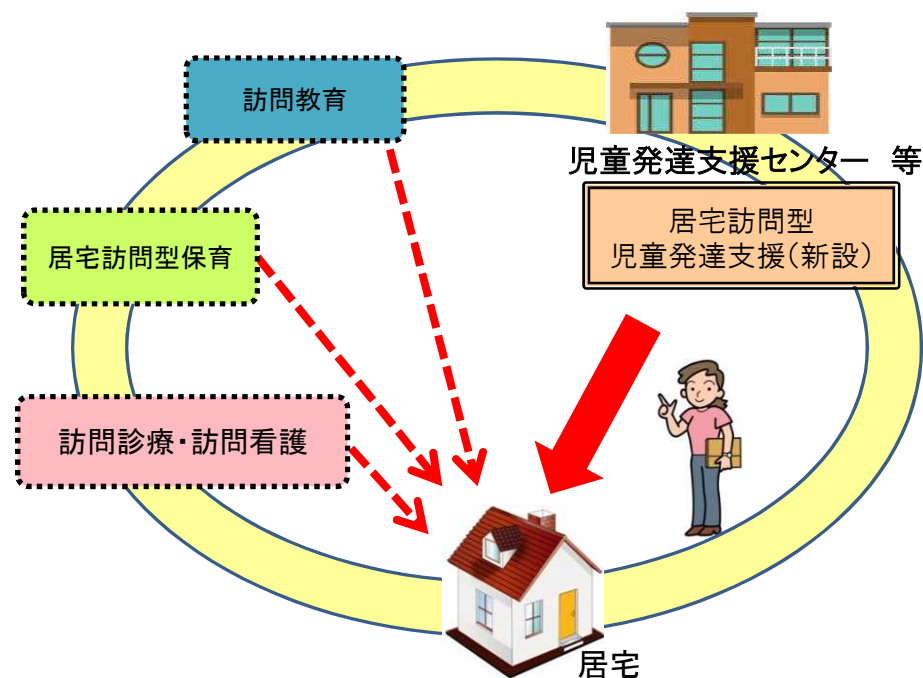
- 障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施

【具体的な支援内容の例】

- ・手先の感覚と脳の認識のずれを埋めるための活動
- ・絵カードや写真を利用した言葉の理解のための活動

基本報酬

居宅訪問型児童発達支援給付費(1日につき) 988単位



- ・在宅の障害児の発達支援の機会の確保
- ・訪問支援から通所支援への社会生活の移行を推進

障害児通所給付費の算定に係る体制等状況一覧表（兼確認表）

Main table with columns: 提供サービス, 定員規模(※1), 施設等区分, 主たる障害種別, 該当する体制等 (地域区分, 11-15), 個別に必要となる届出書, 添付書類 (※新規申請書又は変更届に添付の場合は不要), 健康福祉事務所チェック欄.

- 「定員規模」欄には、定員数を記入すること。多機能型事業所における定員数の記入方法は、次のとおり。
※1 ①提供サービスごとに定員を設定している場合：多機能型事業所に事業所全体の定員数を記入し、各提供サービス欄にサービスごとの定員数を記入
※2 提供サービスごとに定員を設定していない場合：事業所全体の定員数を多機能型事業所欄及び各提供サービス欄に記入
※3 「開所時間減算」欄は、開所時間減算が「2. あり」の場合に設定する。
※4 「キャリアパス区分」欄は、福祉・介護職員処遇改善対象が「2. あり」で設定されていた場合に設定する。

報酬算定区分に関する届出書 (放課後等デイサービス給付費の授業終了後区分1の1、区分1の2又は休業日区分1を算定する場合)
事業所・施設の名前
1 異動区分 (新規, 変更, 終了)
2 利用児童の状況 (月別表: 月, ①利用延べ人数, ②①のうち指標の対象児, ③指標の対象児の割合(②/①))
備考
1. 「異動区分」欄については、該当する番号に○を付すること。
2. 報酬算定区分を判定する際に用いる障害児の数については、以下のとおり取り扱うこととする。
ア) 当該年度の前年度(毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。以下同じ。)の延べ利用人数を用いる。
イ) 指標算定当分の当該年度の前年度の延べ利用人数を、全障害児の延べ利用人数で除して得た数が50%以上であること。
なお、この割合の算出に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。
ウ) 多機能型事業所における報酬算定区分については、障害児の数を合算するのではなく、放課後等デイサービスの報酬を算定している障害児の延べ利用人数により算出すること。
エ) 新設等の場合の障害児の数については、前年度において1年未満の実績がない場合(前年度の実績が全くない場合を含む。)の障害児の数は、新設等の時点から3月未満の間は、新設又は増改築等の時点から体制届の提出までの間の在籍者数(契約者数)に占める指標算定当分の割合により報酬算定区分を判定することとし、新設等の時点から3月以上1年未満の間は、新設又は増改築の時点から3月における障害児の延べ利用人数により算出すること。
オ) 報酬算定区分の導入当初の措置として、平成30年3月31日時点において現に存する事業所については、平成30年4月1日時点の在籍者数(契約者数)に占める指標算定当分の割合により報酬算定区分を判定すること。また、導入後3月経過後は、3月における障害児の延べ利用人数により算出すること。
カ) 平成31年3月31日までの間は、第269号告示別表第二に掲げる項目の欄の区分に応じ、その項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄まで当てはめて算出した点数の合計が13点以上とあるのは、第269号告示別表第二に掲げる項目の欄の区分に応じ、その項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄まで当てはめて算出した点数の合計が13点以上又はこれに準ずる状態とすること。

障害児通所給付費の算定に係る体制等状況一覧表（兼確認表）

提供サービス	定員規模 (※1)	施設等区分	主たる障害種別	該当する体制等			個別に必要となる届出書	添付書類 ※新規申請書又は変更届に添付の場合は不要	健康福祉 事務所 チェック 欄	
各サービス共通				地域区分	11. 一級地 12. 二級地 13. 三級地 14. 四級地 15. 五級地 16. 六級地 17. 七級地 23. その他					
多機能型事業所		※ 多機能型事業所については、左記に事業所全体の定員数を記入し、以下に提供サービスごとの定員数を記入。					適用開始日			
障害児通所給付費	児童発達支援	1. 児童発達支援センター 2. 児童発達支援センター以外	1. 重症心身障害 以外 2. 重症心身障害	未就学児等支援区分	1. 非該当 2. I (70%以上) 3. II (70%未満)		報酬区分届出書 (児童発達支援用) については、小学校就学前の障害児の割合が70%未満を算定の場合のみ提出		<input type="checkbox"/>	
				児童指導員等配置 (有資格者配置の場合)	1. なし 2. あり		参考様式5・参考2	資格証等の写し	<input type="checkbox"/>	
				定員超過	1. なし 2. あり					
				職員欠如	1. なし 2. あり					
				児童発達支援管理責任者欠如	1. なし 2. あり					
				開所時間減算	1. なし 2. あり					
				開所時間減算区分 (※2)	1. 4時間未満 2. 4時間以上6時間未満	付表2	運営規程	<input type="checkbox"/>		
				自己評価結果等未公表 (減算)	1. なし 2. あり		※平成31年3月31日までの間は、減算算定しない			
				児童指導員等加配体制 (I)	1. なし 2. 専門職員 (理学療法士等) 3. 児童指導員等 4. その他従業者	参考様式5・参考2	資格証等の写し又は実務経験 (見込) 証明書	<input type="checkbox"/>		
				児童指導員等加配体制 (II)	1. なし 2. 専門職員 (理学療法士等) 3. 児童指導員等 4. その他従業者	参考様式5・参考2・報酬区分届出書 (児童発達支援用)	資格証等の写し又は実務経験 (見込) 証明書	<input type="checkbox"/>		
				看護職員加配体制 (重症心身障害児を除く)	1. なし 2. I 3. II 4. III	参考様式5・参考4	資格証等の写し又は実務経験 (見込) 証明書	<input type="checkbox"/>		
				看護職員加配体制 (重症心身障害児対象)	1. なし 2. I 3. II	参考様式5・参考4	資格証等の写し又は実務経験 (見込) 証明書	<input type="checkbox"/>		
				福祉専門職員配置等	1. なし 3. II 4. III 5. I	参考様式5・参考1	資格証等の写し又は実務経験 (見込) 証明書	<input type="checkbox"/>		
				栄養士配置体制 (※3)	1. なし 2. その他栄養士 3. 常勤栄養士 4. 常勤管理栄養士	参考様式5・参考3	資格証等の写し又は実務経験 (見込) 証明書	<input type="checkbox"/>		
				特別支援体制	1. なし 2. あり	参考10	計画書 (指定申請時のみ)	<input type="checkbox"/>		
				強度行動障害加算体制	1. なし 2. あり	参考様式5・参考5	研修修了証明書	<input type="checkbox"/>		
				送迎体制 (重症心身障害児を除く)	1. なし 2. あり 3. あり (看護職員同伴)	参考6		<input type="checkbox"/>		
				送迎体制 (重症心身障害児対象)	1. なし 2. あり	参考6		<input type="checkbox"/>		
				延長支援体制	1. なし 2. あり	参考12	計画書 (指定申請時のみ)	<input type="checkbox"/>		
				指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当					
地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当									
福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり									
福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり									
キャリアパス区分 (※4)	1. III (キャリアパス要件 (I 又は II) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. V (キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない) 3. IV (キャリアパス要件を満たさない) 4. IV (職場環境等要件を満たさない) 5. II (キャリアパス要件 (I 及び II) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 6. I (キャリアパス要件 (I 及び II 及び III) 及び職場環境等要件のいずれも満たす)	福祉・介護処遇改善計画書	就業規則 労働保険に加入している ことが確認できる書類	<input type="checkbox"/>						

「定員規模」欄には、定員数を記入すること。多機能型事業所における定員数の記入方法は、次のとおり。

※1 ①提供サービスごとに定員を設定している場合：多機能型事業所欄に事業所全体の定員数を記入し、各提供サービス欄にサービスごとの定員を記入
②提供サービスごとに定員を設定していない場合：事業所全体の定員数を多機能型事業所欄及び各提供サービス欄に記入

※2 「開所時間減算区分」欄は、開所時間減算が「2. あり」の場合に設定する。

※3 栄養士配置加算 (I) については「3. 常勤栄養士または4. 常勤管理栄養士」を選択する。
栄養士配置加算 (II) については「2. その他栄養士」を選択する。
栄養マネジメント加算については「4. 常勤管理栄養士」を選択する。

※4 「キャリアパス区分」欄は、福祉・介護職員処遇改善加算対象が「2. あり」で設定されていた場合に設定する。

障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表（兼確認表）

提供サービス	定員規模 (※2)	施設等区分	その他該当する体制等					個別に必要となる届出書	添付書類 ※新規申請書又は変更届に添付している場合は不要	健康福祉事務所 チェック欄	
各サービス共通			地域区分	11. 一級地 16. 六級地	12. 二級地 17. 七級地	13. 三級地 23. その他	14. 四級地				15. 五級地
多機能型事業所			※ 多機能型事業所については、左記に事業所全体の定員数を記入し、以下に提供サービスごとの定員数を記入。					適用開始日			
障害児通所給付費 医療型 児童発達支援		1. 医療型児童発達支援センター 2. 指定発達支援医療機関	定員超過	1. なし 2. あり							
			開所時間減算	1. なし 2. あり							
			開所時間減算区分(※3)	1. 4時間未満 2. 4時間以上6時間未満					付表3	運営規程	<input type="checkbox"/>
			児童発達支援管理責任者専任体制	1. なし 2. あり					参考様式3・5・6	資格証等の写し	<input type="checkbox"/>
			福祉専門職員配置等	1. なし 3. II 4. III 5. I					参考様式5・参考1	資格証等の写し	<input type="checkbox"/>
			特別支援体制	1. なし 2. あり					参考10	計画書（指定申請時のみ）	<input type="checkbox"/>
			送迎体制（重症心身障害児）	1. なし 2. あり					参考6		<input type="checkbox"/>
			保育職員加配	1. なし 3. I 4. II					参考7		<input type="checkbox"/>
			延長支援体制	1. なし 2. あり					参考12	計画書（指定申請時のみ）	<input type="checkbox"/>
			指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当							
			地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当							
			福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり							
			福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり							
			キャリアパス区分	1. III（キャリアパス要件（I又はII）及び職場環境等要件のいずれも満たす） 2. V（キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない） 3. IV（キャリアパス要件を満たさない） 4. IV（職場環境等要件を満たさない） 5. II（キャリアパス要件（I及びII）及び職場環境等要件のいずれも満たす） 6. I（キャリアパス要件（I及びII及びIII）及び職場環境等要件のいずれも満たす）					福祉・介護処遇改善計画書	就業規則 労働保険に加入していることが確認できる書類	<input type="checkbox"/>
保育所等訪問支援			訪問支援員特別体制	1. なし 2. あり					参考13		<input type="checkbox"/>
			児童発達支援管理責任者欠如	1. なし 2. あり							
			指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当							
			地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当							
			福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり							
			福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり							
			キャリアパス区分	1. III（キャリアパス要件（I又はII）及び職場環境等要件のいずれも満たす） 2. V（キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない） 3. IV（キャリアパス要件を満たさない） 4. IV（職場環境等要件を満たさない） 5. II（キャリアパス要件（I及びII）及び職場環境等要件のいずれも満たす） 6. I（キャリアパス要件（I及びII及びIII）及び職場環境等要件のいずれも満たす）					福祉・介護処遇改善計画書	就業規則 労働保険に加入していることが確認できる書類	<input type="checkbox"/>
居宅訪問型児童発達支援			訪問支援員特別体制	1. なし 2. あり					参考13		<input type="checkbox"/>
			児童発達支援管理責任者欠如	1. なし 2. あり							
			指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当							
			地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当							
			福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり							
			福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり							
			キャリアパス区分	1. III（キャリアパス要件（I又はII）及び職場環境等要件のいずれも満たす） 2. V（キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない） 3. IV（キャリアパス要件を満たさない） 4. IV（職場環境等要件を満たさない） 5. II（キャリアパス要件（I及びII）及び職場環境等要件のいずれも満たす） 6. I（キャリアパス要件（I及びII及びIII）及び職場環境等要件のいずれも満たす）					福祉・介護処遇改善計画書	就業規則 労働保険に加入していることが確認できる書類	<input type="checkbox"/>

「定員規模」欄には、定員数を記入すること。多機能型事業所における定員数の記入方法は、次のとおり。
 ※1 ①提供サービスごとに定員を設定している場合：多機能型事業所欄に事業所全体の定員数を記入し、各提供サービス欄にサービスごとの定員を記入
 ②提供サービスごとに定員を設定していない場合：事業所全体の定員数を多機能型事業所欄及び各提供サービス欄に記入
 ※2 「開所時間減算区分」欄は、開所時間減算が「2. あり」の場合に設定する。
 栄養士配置加算（I）については「3：常勤栄養士または4：常勤管理栄養士」を選択する。
 ※3 栄養士配置加算（II）については「2：その他栄養士」を選択する。
 栄養マネジメント加算については「4：常勤管理栄養士」を選択する。

別紙